

運転記録証明書等交付申請手数料助成金交付要綱

昭和56年4月1日 制 定

令和8年9月25日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、交通事故防止を強力に推進する対策として、運転記録証明書又は無事故・無違反証明書を活用し、運転者の教育、指導等安全運転管理を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。又は会員以外で岩手県内の全ての営業所が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の行う安全性評価事業において「安全性優良事業所」と認定され、且つ岩手県内の全ての営業所が岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関の実施する巡回指導において直近の総合評価「A」の事業者（以下「認定事業者」という。）であること。

2、前項の会員については、入会から6ヶ月を経過した後に取得した運転記録証明書又は無事故・無違反証明書に限り、助成の対象とする。

(助成額)

第3条 当該年度に運転記録証明書又は無事故・無違反証明書を取得した場合、1通あたり800円とし、1事業者に対する助成は、年度当初の会員名簿記載の車両台数を上限とする。

(対象期間)

第4条 証明書を取得した当該年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

(助成方法)

第5条 事業者は、事前に助成の可否を確認し、所定の様式に必要事項を明記の上、自動車安全運転センター岩手県事務所に申請する（FAX不可）。

(報告・請求)

第6条 自動車安全運転センターは、年間を三期に分けて当該申請分（事業所名・人数）を取りまとめ協会長に書面で報告並びに手数料の請求をする。

2、岩ト協では前項の報告に基づいて自動車安全運転センターの指定する金融機関に送金するものとする。

(助成金の返還)

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

1. 本要綱は、昭和56年度より適用する。
2. 昭和63年10月一部改正
3. 平成16年3月一部改正（第2条助成基準、第3条助成手続き、第4条報告）
4. 平成22年4月26日一部改正（第2条助成基準、第3助成手続き）
5. 平成25年4月24日一部改正（第2条追加、第3条助成基準）
6. 令和2年4月1日一部改正
7. 令和3年4月1日一部改正
8. 令和5年4月1日一部改正
9. 令和7年10月1日一部改正
10. 令和8年9月25日一部改正